（第７号書式）

日本銀行金融ネットワークシステムに登録する金融機関等のＢＩＣコードに関する届出書

　　年　　月　　日

日　本　銀　行

御中

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （金融機関等コード） |  |  |  |  |
| （金融機関等名） |

　当方における日本銀行金融ネットワークシステムの利用において、下記のとおりＢＩＣコードを登録していただきたく届出ます。

　なお、本届出に関し、決して貴行にご迷惑をお掛けしないほか、下記の登録内容について、貴行より日本銀行金融ネットワークシステムを利用する他の金融機関等に開示されることに異議はございません。

記

１．登録事項

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関等コード | 登録するＢＩＣコード（注１）（注２）（注３）（注４） |
|  |  |  |  |  |  |  | (1) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | (2) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | (3) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | (4) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | (5) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．適用日　　　　　　　　　（注５）

以　　上

（注１）ＢＩＣコード（８桁または１１桁）は最大５コードまで登録できるほか、同一のＢＩＣコードを金融機関等と金融機関等店舗の両方に登録できる。

（注２）追加または変更する場合には、該当する金融機関等に登録を希望するすべてのＢＩＣコード（既に登録しているＢＩＣコードも含む）を記入する。ＢＩＣコードをすべて解除する場合は、空欄で提出。

（注３）日銀ネットで使用するＢＩＣコードは、他の金融機関等が日銀ネット上で照会することが可能となるため、非公開のＢＩＣコードを保有している利用先においては、この点に留意の上、届出るＢＩＣコードを記入する。

（注４）日本銀行では届出のあったＢＩＣコードを真正なものとして、日銀ネットに登録し、届出のあったＢＩＣコードによって生じた損害について責任を負わない。

（注５）登録を希望するＢＩＣコードの利用を開始する日を和暦で記載する。ただし、適用日は、届出書の提出日から１５営業日を経過した日以降の任意の営業日とする。

※　日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本届出書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。